

# 福岡県公報

平成二十六年九月二日  
第三千六百二十五号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示  
(市町村支援課) …………… 一

## 告示

### 福岡県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年九月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成二十二年十一月福岡県選挙管理委員会告示第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

**第五条** 法第十九条の十六第八項の規定による書面は、次の各号に掲げる期間延長の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号。以下「規則」という。

一)第十九条第一項に基づく期間延長の申出 様式第四号

二 規則第十九条第二項に基づく期間延長の申出 様式第四号の二

様式第四号を次のように改める。

様式第 4 号（第 5 条関係）

## 少額領収書等の写しに係る提出期間延長申出書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

国会議員関係政治団体の名称.....

会計責任者の氏名.....

少額領収書等の写しに係る提出命令（ 年 月 日付け 第 号）により通知のありましたことについて、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条の 16 第 8 項の規定により、次のとおり提出期間の延長を申出いたします。

1 延長を求める期間 30 日間

2 命令があつた日 .....年.....月.....日.....

3 延長を求める理由

(1)  選挙期間中であるため（政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号。以下「規則」という。）第 19 条第 1 項第 1 号に該当）

公職の候補者の氏名 .....

・選挙の種類

衆議院議員総選挙  参議院議員通常選挙

その他（以下に具体的に記入してください。）

.....

(2)  提出期間を延長することにつき正当な事由があるため（規則第 19 条第 1 項第 2 号に該当）

（提出期間を延長しなければならない正当な事由）

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第 4 号の 2 (第 5 条関係)

## 特別な事情による少額領収書等の写しに係る 提出期間延長申出書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

国会議員関係政治団体の名称.....

会計責任者の氏名.....

少額領収書等の写しに係る提出命令 ( 年 月 日付け 第 号) に  
より通知のありましたことについて、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条  
の 16 第 8 項の規定により、次のとおり提出期間の延長を申出いたします。

- 1 延長を求める期間 .....日間  
(31 日以上 60 日を越えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出する  
ため必要な最小限度の期間)
- 2 命令があつた日 .....年.....月.....日.....
- 3 延長を求める理由  
提出命令があつた日から 50 日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務  
処理上困難な特別な事情があるため (政治資金規正法施行規則 (昭和 50 年自治省令第 17  
号) 第 19 条第 2 項に該当)  
(当該特別な事情)

<記載上の注意>

当該特別な事情は、50 日以内に全ての少額領収書等の写しを提出するこ  
とが困難な事情を具体的かつ客観的に記載してください。また、当該事情  
を踏まえて延長を求める期間 (提出するため必要な最小限度の期間) の根  
拠も併せて記載してください。

様式第七号を次のように改める。

様式第 7 号（第 7 条関係）

少額領収書等の写しに係る部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条の 16 第 11 項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等			
不開示とした部分及び 理由	該当号	説明	
求めることができる開示 の実施の方法及び費用負 担の額  ※開示請求書で希望された方法 によるほか、右に記載した方法に よることも可能です。	種類・ 数量等	開示の実施の方法	費用負担 の額
		閲覧	無 料
		複写機により日本工業規格 A 列 4 番の 用紙に複写したもの（白黒）	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を F D に複写したもの	円
開示を実施することがで きる日時及び場所  ※開示の実施の申出ができる期 間とは異なります。	日時		
	場所		
写しの送付による場合の 準備日数及び送付費用			
問い合わせ先	〒		
	福岡県選挙管理委員会		
	電話番号（ ）	—	内線（ ）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 上記以外の日時における開示の実施を希望する場合は、福岡県選挙管理委員会まで連絡してください。

様式第八号を次のように改める。

様式第 8 号（第 8 条関係）

### 少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付で開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等については、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条の 16 第 12 項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等		
不開示とした理由	該当号	説 明
問い合わせ先	〒	
	福岡県選挙管理委員会	
	電話番号( )	内線( )

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として(代表者は福岡県選挙管理委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



## 附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第五条の規定並びに様式第四号及び様式第四号の二の適用については、公布の日から平成二十七年六月三十日までの間、この規定及びこれらの様式中「政治資金規正法施行規則第十九条」とあるのは、「政治資金規正法施行規則第十四条の二の五」とする。